指定訪問看護等におけるサテライトの設置について

1 サテライト設置の趣旨

指定訪問看護事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものであるが、一定の要件を満たす出張所等(以下「サテライト」という。)については、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から、主たる事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等を設置し、一体的な訪問看護の提供単位として例外的に事業所に含めて指定することができるものとする。なお、サテライトを設置する際の詳細な要件は以下のとおりとする。

2 基本要件

サテライトは、主たる事業所と併せて、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)「第2 総論 1 事業者指定の単位について」に規定する次の要件を満たすこと。

- (1) 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- (2) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- (3) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- (4) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- (5) 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

3 設置要件

(1) 設置者

主たる事業所の設置者と同一法人であること。

(2) 設置場所

サテライトの設置は、通常の交通手段(自動車等)をもって、主たる事業所とサテライト間の移動が概ね20分以内に可能であること。

原則として岐阜市内に限る。ただし、設置しようとする地域を所管する指定権者の同意 がある場合にはこの限りではない。

(3) 名称

サテライトの名称は、主たる事業所のサテライトであることを明確にすること。

【例】「○○訪問看護ステーション△△出張所」等

(「出張所」の部分は、支店や営業所などサテライトであることが明確になる名称とする こと。)

4 人員要件

(1) 管理者

主たる事業所に置かれている管理者は、サテライトを含めて一元的に管理することとなる。主たる事業所とサテライトとで兼務が可能。

(2) 看護職員

病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所又は指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション等」という。)のサテライトにあっては、サテライトに保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)を1人以上配置し(管理者を除く。)、主たる事業所と併せて指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の提供に当たる看護職員を常勤換算方法で 2.5以上となる員数を配置すること。病院又は診療所である指定訪問看護事業所又は指定介護予防訪問看護事業所のサテライトにあっては、主たる事業所と併せて指定訪問看護等の提供に当たる看護職員を適当数配置すること。

なお、勤務形態については、常勤・非常勤、専従・兼務等の勤務形態や勤務時間数を問 わない。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

指定訪問看護ステーション等のサテライトにあっては、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)を実情に応じた適当数を配置することができる。

ただし、サテライトに理学療法士等のみを配置し、看護職員を配置しないという取扱い は認めない。

5 設備要件

指定訪問看護ステーション等のサテライトにあっては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室及び相談室を設けるほか、指定訪問看護等の提供に必要な設備及び感染症予防に必要な設備を備え、その他個人情報保護の管理等にも十分注意すること。

また、病院又は診療所である指定訪問看護事業所又は指定介護予防訪問看護事業所のサテライトにあっては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護等の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護等の提供に必要な設備及び感染症予防に必要

な設備を備え、その他個人情報保護の管理等にも十分注意すること。

6 運営規程

サテライトの営業日及び営業時間等並びに事業の実施地域は、主たる事業所と同一の運営規程で定めること。

提出期限については、下記7(2)を参照。

7 手続

(1) 設置に係る事前協議

指定後にサテライトを設置しようとする場合は、事前協議が必要である。この場合、事前協議の結果を出すまで相当の日数がかかる場合もあることから、サテライトの設置予定日の1月前までに事前協議を行うこと。

また、主たる事業所の新規指定申請と同時にサテライトを設置しようとする場合は、サ テライトを含めて新規指定申請を行うこと。

(2) 事前協議後の届出等

主たる事業所の新規指定申請と同時に行う場合は、指定予定日の1月以上前までに、必要書類を提出されること。また、主たる事業所指定後にサテライトを設置しようとする場合、通常の変更届の届出期限は変更日から10日以内となっているものの、変更日(サテライト設置予定日)前、書類の確認等が必要であるため、10日前までに、必要書類を提出されるように努められたい。

なお、必要種類等については、「(別添)サテライト設置等提出書類一覧」を参照。